

浜名湖ロマンロゴマーク使用規定

(趣旨)

第1条 この規定は、特定非営利活動法人浜名湖クラブ（以下、「浜名湖クラブ」という。）が制作した「浜名湖ロマン」ロゴマーク（以下、「ロゴマーク」という。）の使用に関して必要な事項を定めるものとする。

(使用目的)

第2条 ロゴマークは、浜名湖クラブの主旨及び浜名湖ロマン構想の主旨に賛同する者が使用することができる。

(使用基準)

第3条 使用目的に賛同するものは、次のいずれかに該当する場合を除き、ロゴマークを使用することができる。

- (1) 法令及び公序良俗に反するものと認められる場合
- (2) 浜名湖クラブ及びロゴマークの信用又は品位を害すると認められる場合
- (3) 第三者の利益を害するものと認められる場合
- (4) 特定の個人、政党、宗教団体を支援し、又は公認しているような誤解を与え、又は与える恐れのある場合
- (5) ロゴマークの使用によって誤認または混同を生じさせるおそれがあると認められる場合
- (6) ロゴマークのイメージを損なうおそれがあると認められる場合
- (7) ロゴマークの著しい変形その他ロゴマークの使用が適切でないと認められる場合
- (8) その他、その使用が著しく不適切と浜名湖クラブが認める場合

(使用料)

第4条 ロゴマークの使用料は無料とする。

(使用の手続き)

第5条 ロゴマークを使用する者は、氏名、住所、電話番号、メールアドレス、使用目的を浜名湖クラブへ申請（※使用申請書）して下さい。申請は、1社3商品までとなります。承認は、浜名湖クラブより連絡をいたします。また、承認は、1商品3社まで（申請順）となります。

(使用上の遵守事項)

第6条 ロゴマークを使用する者は、次にあげる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認を受けた用途のみ使用すること。
- (2) 当該使用にかかる物件に完成品を提出すること。提出が困難な場合は、写真等を提出す

ること。

(3) 自らの使用承認を第三者に譲渡しないこと。

(承認の取消し)

第7条 浜名湖クラブは、ロゴマークの使用が規定又は承認内容に違反していると認められた場合は、当該承認を取消、使用者に対し使用物件などの回収等の措置を請求することができる。使用者は承認が取り消された場合、使用取消の日から使用できないものとする。

(無断使用への対応)

第8条 第5条の承認を受けないで、ロゴマークが使用された場合は、浜名湖クラブはその無断使用した者に対して、使用物件の回収を求めるなど厳正な措置をとるものとする。

(経費等の負担)

第9条 浜名湖クラブは、第6条の申請に要した費用及びロゴマーク使用にかかる経費又は役務を負担しない。

(責任の制限)

第10条 ロゴマーク使用に係る損失補償、また、前条の規定により、使用承認を取消によって使用者に生じた損害について、浜名湖クラブは一切の責任を負わないものとする。

(事項、苦情の処理)

第11条 ロゴマークの使用に関し事故又は苦情が生じたときは、使用者の責務に置いて必要な措置を講じるものとする。

(その他)

第12条 この規定に定めるものの他、ロゴマーク使用に関し必要な事項は、浜名湖クラブが別に定めるものとする。

附則

この規定は、平成27年12月22日から施工する。